

各都道府県消防主管部長 殿

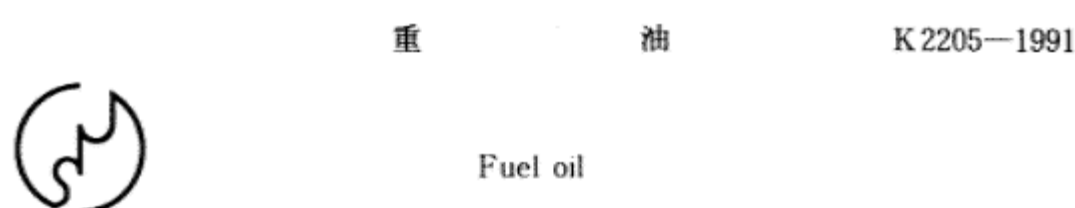
消防庁危険物規制課長

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の施行について(通達)

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成 8 年自治省令第 3 号)が、本日公布され、平成 8 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

今回の改正は、危険物の規制に関する規則第 24 条の 2 の 3 の表で定められている強化プラスチック製 2 重殻タンクに貯蔵し、又は取り扱うことができる危険物に、灯油、軽油及び重油(日本工業規格 K2205「重油」に規定するもののうち 1 種に限る。)を追加するものである。

貴職におかれては、その運用に遺憾のないように配慮されるとともに、貴管下市町村に対してもこの旨示達のうえ、よろしく御指導願いたい。



1 適用範囲 この規格は、重油について規定する。

備考 1 この規格の引用規格を、次に示す。

- J I S K 2251 原油及び石油製品一試料採取方法
- J I S K 2252 石油製品反応試験方法
- J I S K 2265 原油及び石油製品引火点試験方法
- J I S K 2269 原油及び石油製品の流動点並びに石油製品曇り点試験方法
- J I S K 2270 原油及び石油製品一残留炭素分試験方法
- J I S K 2272 原油及び石油製品の灰分並びに硫酸灰分試験方法
- J I S K 2275 原油及び石油製品水分試験方法
- J I S K 2283 原油及び石油製品の動粘度試験方法並びに石油製品粘度指数算出方法
- J I S K 2541 原油及び石油製品硫黄分試験方法

2 この規格の中で { } を付けて示してある単位及び数値は、従来単位によるものであって、規格値である。

なお、これらの従来単位及び数値は、平成 7 年 4 月 1 日以降参考とする。

2 種類 重油は、動粘度によって 1 種 (A 重油)、2 種 (B 重油) 及び 3 種 (C 重油) の 3 種類に分類する。更に 1 種は硫黄分によって 1 号及び 2 号に細分し、3 種は動粘度によって 1 号、2 号及び 3 号に細分する。

備考 括弧内は、通称を参考として示したものである。

3 品質 重油は、内燃機関用、ボイラー用及び各種炉用などの燃料として適当な品質の精製鉱油であって、4 によって試験を行ったとき、表 1 の規定に適合しなければならない。

表1 品質

種類	反応	引火点 ℃	動粘度 (50℃) mm ² /s {cSt} (2)	流動点 ℃	残留炭 素分 質量%	水分 容量%	灰分 質量%	硫黄分 質量%
1種	1号	中性 60以上	20以下	5以下(1)	4以下	0.3以下	0.05以下	0.5以下
	2号							2.0以下
2種			50以下	10以下(1)	8以下	0.4以下		3.0以下
3種	1号	70以上	250以下	—	—	0.5以下	0.1以下	3.5以下
	2号		400以下	—	—	0.6以下	—	
	3号		400を超え 1000以下	—	—	2.0以下	—	—

注(1) 1種及び2種の寒候用のものの流動点は0℃以下とし、1種の暖候用の流動点は10℃以下とする。

(2) 1mm²/s = 1cSt

4 試験方法

4.1 試料採取方法 試料採取方法は、J I S K 2251による。

4.2 反応 反応は、J I S K 2252による。

4.3 引火点 引火点は、J I S K 2265に規定するペンスキーマルテンス密閉式引火点試験方法による。

4.4 動粘度 動粘度は、J I S K 2283に規定する動粘度試験方法による。

4.5 流動点 流動点は、J I S K 2269に規定する流動点試験方法による。

4.6 残留炭素分 残留炭素分は、J I S K 2270による。

4.7 水分 水分は、J I S K 2275による。

4.8 灰分 灰分はJ I S K 2272に規定する灰分試験方法による。

4.9 硫黄分 硫黄分は、J I S K 2541による。

5 表示 容器の見やすいところに容易に消えない方法で、次の事項を表示しなければならない。ただし、タンク車、タンク船、タンクローリーその他表示困難な場合は、送り状に表示してもよい。

(1) 名称及び種類

(2) 正味容量

(3) 製造業者名又はその略号

(4) 製造年月日又はその略号

(5) 特定事項

(a) 1種及び2種で寒候用のものは“寒候用”、1種で暖候用のものは“暖候用”と表示する。

(b) 3種1号で流動点が15℃を超える場合は、“流動点○○℃以下”と表示する。

(c) 3種2号及び3種3号で硫黄分が3.5質量%を超える場合は、“硫黄分○○質量%以下”と表示する。